

選挙期日に避難勧告等が発令された場合に有権者の投票機会の確保を求める提言

近年、「想定外」、「数十年に一度」と言われる大規模災害が、激甚化・頻発化しており、国民の生命・財産を守るための防災・減災対策は、より一層重要性を増している。

そのような状況の中で、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙の選挙期日当日において、西日本では大雨による洪水や土砂災害の危険性から、多くの地域で避難指示（緊急）・避難勧告が発令されたところである。

一方、現行の公職選挙法の規定では、選挙期日当日に投票所を変更することはできないため、投票所が被災するおそれがある場合であっても、投票所を安全な場所に移すことができない。また、選挙期日を変更し繰延投票・再投票ができるのは、投票所が実際に被災し投票が継続できない場合等に限られ、さらにその運用基準も明確でない。

予期しない災害発生の危険性が生じた際に、国民の権利である選挙権の行使が制限される可能性があり、現に、今般の参議院議員通常選挙においても、大雨の影響で投票所の職員が一時避難する事態が発生した。

甚大な災害が生じる危険がある場合は、国民の生命を守るために、人命を第一に避難を優先することが必要であるが、一方、国民の権利を守るためにも、そのような状況下であっても有権者の投票参加の機会は確保される必要がある。

以上のことから、下記の事項について強く要請する。

記

避難勧告等が発令された場合において、国民の生命の安全を最優先としつつ、有権者の投票参加の機会を確保するための法制度及び基準の整備を図ること。

令和元年10月10日

全 国 知 事 会